

岩手県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年1月12日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県東京事務所	平成29年11月10日	小野 共 吉田 政司
岩手県立二戸高等看護学院	平成29年11月16日	千葉 伝 工藤 洋子
岩手県名古屋事務所	平成29年11月9日	小野 共 吉田 政司
岩手県福岡事務所	〃	千葉 伝 工藤 洋子
岩手県病害虫防除所	平成29年11月15日	小野 共 吉田 政司
岩手県生物工学研究所	〃	〃
岩手県農業研究センター	〃	〃
岩手県農業研究センター畜産研究所	〃	〃
岩手県内水面水産技術センター	平成29年11月16日	〃
県北教育事務所	平成29年11月15日	千葉 伝 工藤 洋子
岩手県立盛岡農業高等学校	〃	小野 共 吉田 政司
岩手県立葛巻高等学校	平成29年11月16日	〃
岩手県立平舘高等学校	〃	〃
岩手県立久慈東高等学校	平成29年11月15日	千葉 伝 工藤 洋子
岩手県立大野高等学校	〃	〃
岩手県立福岡高等学校	平成29年11月16日	〃
岩手県立一戸高等学校	〃	〃
岩手県岩手警察署	平成29年11月15日	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

岩手県農業研究センター 生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが2件、5,757,694円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。